

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第2条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条第5項中「第2項及び第3項」を「第2項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必

要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表中

「

市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

「

1 市長	生活保護法による保護
------	------------

	の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	---

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

1 1 市長	園児に係る入園料及び保育料の減免を実施した私立幼稚園の設置者に対する当該減免に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 教育委員会	小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（提出理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項の条例で定める事務を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。